

会員各位

我々、協会役員は、会員の皆様が、有意義な馬主ライフを過ごしていただけることを目的に、事業運営に努めています。そして、その事業に関し、常に厳しい第三者の目で、検討を重ねています。

それは、言うまでもなく、当協会の運営が、皆様の入会金・年会費と神奈川県川崎競馬組合からの補助金のみで賄われていることからであり、厳正かつ平等に実施することを最も重要視しています。

馬主の形態は、個人・法人・組合・共有・クラブ法人と様々ですが、すべての会員の皆様がすべて平等に、協会事業の恩恵を享受していただきたいと考えています。

その中で、共有馬の問題について、近年協議・検討を重ねてきました。その検討過程で、令和2年度、「代表者が会員であり、その51%以上を保有する。」という考え方を取り入れることとしましたが、これについて、数々の意見をいただきました。

令和2年度の改正を唐突にお知らせし、会員の皆様に混乱を与えましたこと、深くお詫び申し上げます。

会員の皆様の混乱を避けるため、臨時共済委員会を開催し、一般馬、JRA3歳転入馬、共済制度については、51%ルールの適用を一定期間(令和2年4月1日から12月31日まで)猶予することとします(適用開始:令和3年1月1日)。

- 令和2年度一般奨励馬・JRA転入3歳馬、共済制度適用につきましては、12月31日までに協会が実施する馬体検査に合格することを条件とします。
- 令和2年度市場取引馬につきましては、1歳馬を市場で購入後、何人かの馬主で共有する場合、申請時に代表者が会員であり、その所有割合が51%以上であることを条件とします(※共有者全員が会員である場合は、代表者の所有割合は問いません)。

※なお、着外給付につきましては、代表者の所有割合は問いません。

令和2年度その他の改正点(確認)

- ・高額奨励⇒市場取引奨励(事業名、助成額等を改正)
- ・育成施設活用補助制度(加筆)
 - ①原則、共済制度に加入していること。
 - ②帰きゅう後、2か月以内に1走(完走)すること。

20200515 共済委員会決定